愛媛県内の状況

【 R3.5.10 9時現在 】

<封じ込め・終了事例>

事 例	公表日	検査数	陰 性	陽性	変異株 陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
対処事例①:606事例 ※193、252、262、335、 336、341、358、373、 501、529、595、654、 660、667、675、691:欠番		14,957	13,183	1,774		•	•	•
549事例目 【職場内⑩·新居浜市】	4/15	63	48	15	+	•	•	•
松山市保健所:6事例 (412、471、545、646、 648、694事例目)		118	90	28		•	•	•
西条保健所:5事例 (539、581、619、 641、650事例目)		184	170	14		•	•	•
今治保健所:1事例 (644事例目)		8	7	1		•	•	

<囲い込み事例>

対処事例②:53事例	1,892	1,699	193	•	•	0
西条保健所:1事例 (700事例目)	5	4	1	•	•	0
今治保健所:1事例 (686事例目)	27	24	3	•	•	0
八幡浜保健所:1事例 (690事例目)	16	15	1	•	•	0

<調査中事例>

対処事例③:30事例		476	408	68		0	0	0
★ 563事例目 【医療機関⑤·新居浜市】	4/16	(7) 199	158	(7) 41	+	0	0	0
★ 653事例目 【飲食店・会食・今治市】	4/26	(9) 304	(<u>8)</u> 258	(<u>1</u>) 46		0	0	0
337事例目 【繁華街·松山市】	3/21	1,097	894	203	+	0	0	0
460事例目 【飲食店⑨-松山市】	4/7	44	25	19	+	0	0	0
519事例目 【高齢者施設⑧·新居浜市】	4/13	75	56	19	+	0	0	0

愛媛県内の状況

【 R3.5.10 9時現在 】

<調査中事例:続き>

	事 例	公表日	検査数	陰 性	陽性	変異株陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
	551事例目 食店⑩·松山市】	4/16	150	123	27	+	0	0	0
	632事例目 皆施設⑩·東温市】	4/23	(3) 373	(3) 336	37	+	0	0	0
	709事例目 公山市保健所)	5/5	$\begin{array}{c} (1) \\ 3 \end{array}$	1	(1) 2		0	0	0
	718事例目 公山市保健所)	5/7	$\begin{array}{c} (1) \\ 7 \end{array}$	5	(1) 2		0	0	0
	722事例目 公山市保健所)	5/7	(<u>1</u>) 6	3	(<u>1</u>) 3		0	0	0
	726事例目 西条保健所)	5/8	(<u>5</u>) 6	0	(<u>5</u>) 6		0	0	0
	732事例目 公山市保健所)	5/9	(2) 3	0	(2) 3		0	0	0
(7 729、	6 事例 10、721、723、 730、733事例目)		(49) 100	(49) 87	13		0	0	0
新 1	4事例 合計	5/10	(14) 14	0	(14) 14		0	0	0
上記	PCR検査		(805) 24,000	(805) 24,000			_	-	_
以外	抗原検査		24,788	24,788					
				競研究所等) け医等(21 件 11 件			
診療・検査医療機関での検査数 (金曜日に1週間の合計を計上) 1日平均 :300件									

【凡例】●:接触者特定済、検査完了、健康観察終了 ○:接触者特定中、検査中、 健康観察中

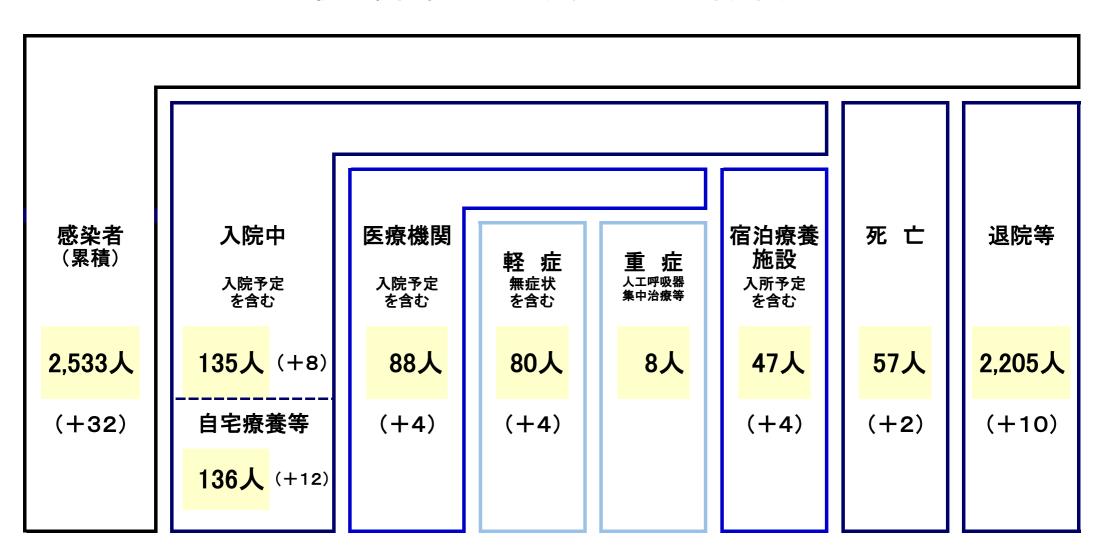
※上記の()内の検査数は、対応中の事例に関して昨日実施した検査並びに衛生環境研究所及び地域外来・検査センターで実施した検査の件数です。

	変異株PCR検査結果(県実施) ^{※1}					ノム解札	【参 考】 変異株陽性			
	検査数	変異株陰 性	変異株 陽 性	判定不能	イギリス	南アフリカ	ブラジル	フィリピン	その他	事例数 (陽性者数計)
亦用性怜木										203事例
変異株検査	687	180	493	14	50	0	0	0	0	(事例合計1131人(+7))

- ※1 変異株PCR検査は、新型コロナウイルスの陽性が確認された方の中から抽出して実施しています。
- ※2 ゲノム解析結果には、国立感染症研究所による解析で特定の変異株の特徴がみられたが確定には至らなかった件数も 含まれます。
- ※3 「判定不能」は、ウイルス量が少ない等の理由により、変異株であるかどうか判定ができなかった件数を示しています。

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

検査陽性者の状況(5月10日 9時現在)



検 査 実 績 (管轄保健所別)

【R3.3.31現在】

保健所	市町	管内人口 (R元.4.1)	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
四国中央	四国中央市	87,005	1,631	1,566	65	4.0%
西 条	新居浜市、西条市	228,516	3,276	3,234	42	1.3%
今 治	今治市、上島町	166,114	4,401	4,307	94	2.1%
中予	伊予市、東温市、久万高原町、 松前町、砥部町	130,825	3,105	3,023	82	2.6%
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	140,128	4,436	4,358	78	1.8%
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	110,631	2,623	2,596	27	1.0%
松山市	松山市	511,649	21,878	20,871	1,007	4.6%
計		1,374,868	41,350	39,955	1,395	3.4%

一斉検査	実施時期	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
繁華街臨時PCR検査センター	3/30~3/31	276	273	3	1.1%

※先月の月末時点の検査実績(管轄保健所別)については、毎月下旬頃に更新する予定です。

まん延防止等重点措置等を実施すべき 区域における要請内容

【期間】令和3年4月25日(日)から5月31日(月)まで

【区域】愛媛県全域

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法

※本県独自の警戒レベル「感染対策期」も5月31日まで延長

- 〇新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等
 - (1) 対象区域
 - ①重点措置を講じるべき区域(措置区域):松山市
 - ②措置区域以外:松山市を除く愛媛県全域
 - (2) 重点措置等を実施する期間 令和3年4月25日(日)から5月31日(月)まで
 - (3) 実施する重点措置等の内容
 - ①県民への要請
 - ②事業者への要請等

【県民の皆さんへ】

措置区域(松山市)

措置区域以外

【特措法第31条の6第2項】

●営業時間の短縮要請に応じていない 飲食店は利用しない <<u><継続></u>

【特措法第24条第9項】

●営業時間の短縮要請に応じていない 飲食店は利用しない <継続>

【特措法第24条第9項】

●不要不急の外出自粛(夜間だけでなく日中も含めて)

<継続>

- ・外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。
- ・混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける
- ・感染防止対策(マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など)がとられていない飲食店 は利用しない。
- ●松山市との不要不急の往来自粛 <継続>
- ●県外との不要不急の往来や出張自粛 <継続>
- ●路上、公園等における集団での飲酒の自粛 <5/10~>
- ●会食の注意 <継続>
 - ・会食は4人以下で。
 - 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない 人と。
 - ・席の間隔を十分空けて。
 - ・大声を出さない。羽目を外さない。
 - ・長時間の飲食は避ける(2時間以内)。
 - ・感染対策がとられたお店を利用する。

■会食に関する注意事項■

①店側の感染対策ができていることを確認 《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、 換気の徹底

- ②参加者の2週間以内の行動歴を確認
 - 「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する 感染リスクの高い行動」がないこと
- ③当日の体調不良者がいないことを確認
- ●感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 <継続>
- ●温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設の利用者は、 感染防止対策を実践(特に脱衣所や休憩室などに注意) <5/10~>

【事業者の皆さんへ(飲食店等)】

措置区域(松山市)

措置区域以外

【特措法第31条の6第1項】

●飲食店の営業時間の短縮要請 (施設の使用制限)

<継続>

《対象》

食品衛生法の飲食店営業許可を受けてい る店舗(屋内に常設の飲食スペースを設けている 店舗。宅配・テイクアウトを除く)

《内容》

営業時間:午前5時から午後8時まで

【特措法第31条の6第1項】

- <継続> ●その他の要請
 - ・特措法施行令第5条の5各号に規定され る措置(※)を講じること
 - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果の ある措置(アクリル板等の設置又は座席 の間隔の確保、換気の徹底など)を講じ ること
 - ・手指消毒の呼びかけ

【特措法第24条第9項】

●飲食店の営業時間の短縮要請! <継続> (施設の使用制限)

《対象》

食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒 類を提供している飲食店(屋内に常設の飲食 スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く) 《内容》

営業時間:午前5時から午後9時まで | 酒類是典報:午前11時から午後8時30分まで

【協力依頼】

●左記と同様の措置を講じることを依頼

<継続>

※「従業員への検査勧奨」、「入場者が密にならないような整理誘導」 「発熱等有症状者の入場禁止」、「手指の消毒設備の設置」、「事業所の消毒」、 「入場者へマスクの着用等の徹底」、「マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の 入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)|

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者(松山市内)】

○飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

[内容] **営業5~20時まで、酒類提供11~19時まで**

[期間] **令和3年4月22日(木)午前0時~5月31日(月)24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請 【特措法31条の6第1項】

○営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業]

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて3~7万5千円/日

算出方法: 1日当たりの売上高×0.3

※令和3年4月25日(日)午前0時~5月31日(月)24時まで

(まん延防止等重点措置適用期間)

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて3~10万円/日

算出方法: 1日当たりの売上高×0.4

「大企業等」1日当たりの売上高の減少額を基に算出(上限20万円/日)

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者(松山市以外の地域)】

○酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] **県内(松山市以外)**の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、**酒類を提供**

している飲食店(屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く)

[内容] **営業5~21時まで、酒類提供11~20時30分まで**

[期間] **令和3年4月26日(月)午前0時~5月31日(月)24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条第9項】

○営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業]

前年度又は前々年度の**1日当たりの売上高に応じて2万5千円~7万5千円/日**

算出方法: 1日当たりの売上高×0.3

<u>感染対策期の延長に伴う、5月20日(木)午前0時~5月31日(月)24時</u> までの期間も、上記のとおり。

「大企業等]1日当たりの売上高の減少額を基に算出(上限20万円/日)

【事業者の皆さんへ(全般)】

措置区域(松山市)

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

- ●不要不急の外出自粛(夜間だけでなく日中も含めて) <継続>
- ●松山市との不要不急の往来自粛

●県外との不要不急の往来や出張自粛

<継続>

●会食の注意

<継続>

●徹底した感染防止対策の実行

<継続>

- ・職場での飲み会は自粛
- ・テレワーク、時差出勤の利用促進
- ・日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- ・毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- ・松山市や県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替
- ・従業員等に対し、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないよう求める。
- ・不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討【商業施設等】
- ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設における感染防止対策の徹底

(特に脱衣所や休憩室等に注意) <5/10~>

・カラオケ設備の利用自粛【飲食を主とする店舗でカラオケ設備のある店】

(※措置区域は法31条の6第1項、措置区域以外は法24条第9項)

●業種別ガイドラインの実践

●飲食店以外の施設への要請・協力依頼 <継続、法に基づく要請は5/10~>

不要不急の外出や施設に人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設は、入場者の整理誘導等、営業時間の短縮 (措置区域内は20時まで、措置区域外は21時まで。イベント開催の場合は21時まで。)、入場者の整理等の対策を HP等で広く周知

《対象施設》運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、 図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供するものに限る)、物販販売・サービス業を営む店舗 (生活必需品・サービスを除く)

(措置区域内:床面積1000平米超の施設は法24条第9項、1000平米以下は協力依頼)

(措置区域以外:協力依頼)

【事業者の皆さんへ(催物、イベント関係)】

措置区域(松山市)

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●催物・イベント等の開催制限

<継続>

期間	収容	人数上限		
	大声での歓声・声援等がないこ とを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定 されるもの	5,000人以下	
4月25日 ~5月31日	・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・ 式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※1)	ロック、ポップコンサート、スポーツ イベント、公営競技、公演、ライブハ ウス・ナイトクラブでのイベント等		
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%(※2)以内 (席がない場合は十分な間隔)		

- ※ 1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に 限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。
- ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底

【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

措置区域(松山市)

措置区域以外

【県主催イベントの取扱い】

●参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期又は中止 <継続>

【県管理施設の取扱い】

- ●県管理施設は休館 <継続>
- ●県管理施設の貸館利用も原則休館 <燃続>

ただし、既に予約済みの会合等は、主催者から以下の感染対策を講じて実施する旨の回答が得られた場合、実施日に限り開館

<感染対策>

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

【学校関係】

- ●学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】 <mark><継続></mark> 公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請

【その他】

- ●県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】
- ●GoToイート食事券の追加販売は当面の間延期【全県】

<継続>

<継続>

【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

措置区域(松山市)

措置区域以外

<継続>

【市町に依頼】

- ○地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- ○集客施設等における入込状況の確認

<u><継続></u>

【県警に依頼】